

5つの優先分野における指標（参考）

2024年3月

1年目レビュー政府報告の添付資料である「『ビジネスと人権』に関する行動計画の評価方法について」において、行動計画全体のインパクトを測定するために、行動計画の5つの優先分野¹に関連する施策に関する指標を特定した。これに関し、以下、別添7の「行動計画実施状況一覧」に基づき関連指標を整理した。

ア 目標及び該当する行動計画の優先分野：政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上

（指標）公務員等への研修の開催実績（回数・参加人数等）【全府省庁】

●公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修

【施策49】

- ・（内閣府）新たに採用された内閣府職員に対する研修において、ビジネスと人権を取り上げて行動計画を周知した。
- ・（警察庁）新たに採用された警察職員全員（対象者約9,000人見込み）を対象とした研修において、ビジネスと人権を含む、人権に関する研修を実施した。
- ・（財務省）本省職員を対象として、人権研修（延べ1,511人が参加）を開催し「ビジネスと人権」について取り上げたほか、有識者を講師に招き「ビジネスと人権」をテーマとしたランチミーティング（参加人数55人）を開催した。
- ・（文部科学省）令和5年5月に実施した公共調達担当者向けの研修において、ビジネスと人権に関連する調達ルールの徹底について注意喚起を行った。今後も引き続き年1回実施することを目標とする。
- ・（防衛省）全国各地に所在する自衛隊の契約機関向けの教育において、「ビジネスと人権」に係る政府の取組を周知した。（計18回開催し、延べ約4,200人が参加）
- ・（経済産業省）令和6年2月に令和5年度 経済産業行政官担当者研修として、経済産業省職員、都道府県、政令指定都市及び中核市の商工担当者、経済産業省関係団体職員等を対象としたセミナー（参加人

¹ 行動計画の5つの優先分野：

- 1 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- 2 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- 3 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- 4 サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- 5 救済メカニズムの整備及び改善

数 131 名) を開催。「ビジネスと人権」に関する日本政府の取組を周知した。

【施策 50】

- ・ (法務省) 地方公共団体等の人権擁護行政に携わる職員を対象として、「ビジネスと人権」を講義科目に含む人権啓発指導者養成研修会を実施しており、令和 5 年度は 607 人が同研修会に参加した。

イ 目標及び該当する行動計画の優先分野：企業の「ビジネスと人権」に関する理解の促進と意識向上

(指標) 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上のための周知・啓発活動実績（研修・セミナーの開催実績（回数・参加人数等）、HP へのアクセス数等）【全府省庁】

●「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施
【施策 51】

- ・ (法務省)「My じんけん宣言」の企業・団体の宣言者数：634、個人の宣言者数：1,869（令和 6 年 2 月 29 日時点）
- ・ (文部科学省) 学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及、文科省主催の都道府県等教育委員会向けの人権教育担当指導主事連絡協議会において、「ビジネスと人権」を含む人権課題の動向等について説明、社会教育主事の養成講習等において人権問題などの現代的課題を取り上げ指導者の育成及び資質の向上を図っている。

●業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

【施策 58】

- ・ (全関係府省庁) メール・イベント等を通じた業界団体・関係団体等への周知、セミナーの開催、後援あるいは参加を通じた周知・説明、二国間協議や国際会議等での発信、省庁ウェブサイトへの掲載、好事例の紹介、パンフレットの作成・配布等を通じて、ガイドラインの普及、啓発活動を実施している。
- ・ (外務省) 国内外を通じ、行動計画及び人権デュー・ディリジェンスの普及を図るべく、セミナーを実施するとともに、国連開発計画 (UNDP) への拠出を通じ、対象国における人権課題調査や研修の実施、及び政府への行動計画策定・実施を支援している。また、2023 年 4 月、

「ビジネスと人権」の考え方について、SDGs との関連性を切り口として説明する動画を作成。

- ・（経済産業省）JETRO を通じて、早わかりガイドの作成、「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトを開設し、人権デュー・ディリジェンス等に関連する各国法規制や動向等に関し情報提供を行うとともに、周知啓発を実施。さらに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を設置した。
- ・（農林水産省）「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」で示された内容について、食品産業（主に食品製造業）において実際に取り組めるように、農林水産省において「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を取りまとめ、公表・周知を行っている。

●「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供

【施策 67】

- ・（外務省）外務省ウェブサイト上に「ビジネスと人権」情報ポータルサイトを構築。視覚的により見やすくし、必要な情報により早くアクセスできるよう情報を集約し、かつ、マルチデバイスに対応するため改修を行った（2024 年 3 月）。27,570 回閲覧（2023 年 4 月～2024 年 3 月）（外務省）

●経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施

【施策 68】

- ・（経済産業省）中小企業等を対象として全国で 84 回セミナーを実施、16,608 人が参加・視聴した。

ウ 目標及び該当する行動計画の優先分野：社会全体の人権に関する理解の促進、意識の向上

（指標）人権啓発活動等の実績【法務省、文部科学省、外務省、厚生労働省、経済産業省）】

●「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施
【施策 51】

- ・（法務省）「My じんけん宣言」の企業・団体の宣言者数：634、個人の宣言者数：1,869（令和 6 年 2 月 29 日時点）
- ・（文部科学省）学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及、文科省主催の都道府県等教育委員会向けの人権教育

担当指導主事連絡協議会において、「ビジネスと人権」を含む人権課題の動向等について説明、社会教育主事の養成講習等において人権問題などの現代的課題を取り上げ指導者の育成及び資質の向上を図っている。

●民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施

【施策 53】

- ・（法務省）複数のテーマのシンポジウムを人権教育啓発推進センターに委託して開催し、計 2,602 人が参加した。

●行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力

【施策 57】

- ・（外務省）国連開発計画（UNDP）への拠出を通じて、2023 年度案件として、対象 14 か国におけるサプライチェーン上の人権課題調査や企業への人権デュー・ディリジェンス研修の実施、対象 9 か国の政府への行動計画策定・実施を支援。経済協力開発機構（OECD）への拠出を通じて、対象国における責任ある企業行動（RBC）の促進を図る事業への支援を実施した。
- ・（外務省、厚生労働省、経済産業省）RBC 作業部会がまとめる RBC 施策に関する定期報告において、NAP フォローアップ状況について報告。

エ 目標及び該当する行動計画の優先分野：サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備

（指標）企業等による人権尊重の取組を促す施策検討のための活動実績（特に中小企業への対応を含む。）（各種取組の内容・会合の開催回数等）【全府省庁】

●業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

【施策 58】

- ・（全関係府省庁）メール・イベント等を通じた業界団体・関係団体等への周知、セミナーの開催、後援あるいは参加を通じた周知・説明、二国間協議や国際会議等での発信、省庁ウェブサイトへの掲載、好事例の紹介、パンフレットの作成・配布等を通じて、ガイドラインの普及、啓発活動を実施している。
- ・（外務省）国内外を通じて、行動計画及び人権デュー・ディリジェン

スの普及を図るべく、セミナーを実施するとともに、国連開発計画（UNDP）への拠出を通じ、対象国における人権課題調査や研修の実施、及び政府への行動計画策定・実施を支援している。また、JICA が側面支援する「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」を通じた国内外イベントでの情報発信に取り組んだほか、JICA が事務局を務める「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を通じ、セミナー・イベントの開催・参加を通じた情報交換や相互学習、情報発信に取り組んだ。

- ・（経済産業省）JETRO を通じて、早わかりガイドの作成、「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトを開設し、人権デュー・ディリジェンス等に関連する各国法規制や動向等に関し情報提供を行うとともに、周知啓発を実施。さらに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を設置した。
- ・（農林水産省）「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」で示された内容について、食品産業（主に食品製造業）において実際に取り組めるように、農林水産省において「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を取りまとめ、公表・周知を行っている。

●「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供

【施策 67】

- ・（外務省）外務省ウェブサイト上に「ビジネスと人権」情報ポータルサイトを構築。視覚的により見やすくし、必要な情報により早くアクセスできるよう情報を集約し、かつ、マルチデバイスに対応するため改修を行った（2024 年 3 月）。27,570 回閲覧（2023 年 4 月～2024 年 3 月）（外務省）

●経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施

【施策 68】

- ・（経済産業省）中小企業等を対象として全国で 84 回セミナーを実施、16,608 人が参加・視聴した。

オ 目標及び該当する行動計画の優先分野：救済メカニズムの整備

（指標）相談窓口の利用実績等（日本司法支援センター（法テラス）、人権相談、通報者の保護に関わる通報者相談窓口、個別法令窓口（労働者、

消費者)、外国人技能実習機構)【厚生労働省・法務省・消費者庁等】

●民事裁判手続の IT 化

【施策 70】

- ・ (法務省) 訴状等のオンライン提出を含め民事訴訟制度をデジタル化するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 5 月に可決され、成立した。

●「OECD 多国籍企業行動指針」に基づく日本 NCP の活動の周知とその運用改善

【施策 75】

- ・ (外務省) 関連セミナー等 4 件、参加人数 1121 名
- ・ (外務省、厚生労働省、経済産業省) 個別事例の受領件数 15 件、手続終了件数 13 件(2000 年の日本 NCP 設立以降の累積数)

●日本司法支援センター(法テラス)の取組

【施策 85】

- ・ (法務省) 外国語通訳を伴う法律相談の件数: 1,193 件(2023 年 4 月 1 日~2024 年 3 月 31 日(速報値))

●人権相談(みんなの人権 110 番等)の継続

【施策 76】

- ・ (法務省)「外国人のための人権相談所」を設け、約 80 の言語による人権相談に対応し、電話・インターネットによる相談窓口では 10 言語による人権相談に対応しているほか専用の相談電話として「こどもの人権 110 番」及び「女性の人権ホットライン」を設けており、人権相談に応じている。

外国人を被害者とする差別待遇の相談件数: 614 件(令和 5 年)。

「こどもの人権 110 番」への相談件数: 19,251 件(令和 5 年)

「女性の人権ホットライン」への相談件数は 15,142 件(令和 5 年)

●人権侵害の予防及び被害の救済

【施策 77】

- ・ (法務省) 外国人を被害者とする差別待遇の人権侵犯事件の新規救済手続開始件数: 83 件(令和 5 年)

●個別法令等に基づく対応の継続・強化

【施策 78】

- ・（法務省）労働者（技能実習法）に関する母国語相談件数：延べ 17,332 件及び申告件数（注）：125 件（2022 年度）
（注）母国語相談窓口からの相談により明らかになったものを含み、技能実習法違反の疑いのある案件のうち、技能実習生等が技能実習法第 49 条の規定に基づく申告をずとした場合の件数。

【施策 79】

- ・（消費者庁）令和 2 年の公益通報者保護法の改正（令和 4 年 6 月施行）に伴い、通報者相談窓口に係る事業者における体制整備が着実に履行されるよう周知・広報を実施。2023 年 12 月、内部通報体制を整備していない事業者を支援するため、経営者や従業員向けに公益通報者保護法のポイントを掴むことができるショート動画や内部通報対応の担当者向けの研修動画のほか、内部規程のサンプル等を含む「内部通報制度導入支援キット」を作成し、公表。また、事業者に対し体制整備義務に関して行政指導を行っている。

●裁判外紛争解決手続の利用促進

【施策 80】

- ・（法務省）パンフレット及びガイドブックを作成しているほかインターネット広告による ADR・ODR の周知・広報を継続。ADR 週間には、ADR・ODR の国民への浸透をテーマとしたオンライン・フォーラムを開催。また、デジタルプラットフォーム上における ADR の実施事業の分析・検証のため「ODR 実証事業」等を実施。
ADR・ODR に関する認知度調査の結果（2024 年 1 月 18 日～22 日実施）
ADR の認知度 20.9%
ODR の認知度 15.5%

（了）